3 (省略)

4 地方自治法第二百五十五条の三の規定は、前三項の規定による過料の処分を受けた者について準用する。

国民健康保険検査証(法第百十三条関係)

写

真

官職又は職名

氏 名

(年月日生)

무 国民健康保険法(抄) 第 (文書の提出等) 年 月 日交付 第百十三条 市町村及び組合は、被保険者の資格、保険給付及び保険 料に関して必要があると認めるときは、被保険者の属する世帯の世 帯主若しくは組合員又はこれらであった者に対し、文書その他の物 件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることがで 交 付 者 きる。 第百二十七条 市町村は、条例で、第九条第一項若しくは第九項の規 印 定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は同条第三項 若しくは第四項の規定により被保険者証の返還を求められてこれ に応じない者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けること ができる。 2 市町村は、条例で、世帯主又は世帯主であつた者が正当な理由な しに、第百十三条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提 示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質 間に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以 下の過料を科する規定を設けることができる。

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。